

1. 4月からの主な法改正 ~H20.4.1 施行分~

平成20年4月より、いくつかの法改正があります。本号では、主な法改正の概要をお伝え致します。

改正パートタイム労働法の施行

雇入れ時に昇給・賞与・退職金の有無を明示した文書を交付すること、職務の内容など就業実態に応じた正社員との均等待遇、労働条件等の待遇をパートタイム従業員から説明を求められた場合に説明することなどが新たに義務化されます。これにより雇入れ時の労働条件通知書の改定など、対応が必要になります。

- ~その他の労務・社会保険に関する改正点~
- ・健康診断項目の改定
(脳・心臓疾患予防の観点から腹囲や悪玉コレステロール値の検査)
- ・中小企業雇用安定化奨励金(正社員化の奨励)
- ・職場意識改善助成金(労働時間等の管理改善の奨励)の新設
- ・義務教育就学前の児童迄窓口負担2割に軽減 等

政府管掌健康保険料率(介護保険料率)の改定

平成20年4月の給与の控除分より、介護保険料率(40歳以上65歳未満の被保険者分)が現行の1.23%より1.13%に下がります。なお、健康保険組合に加入している場合は、別途ご確認下さい。

「後期高齢者医療制度」がスタート

75歳以上の方 65~74歳で一定の障害の状態(保険者である「後期高齢者医療広域連合」が認定を行う)にある方は、4月1日より「後期高齢者医療制度」に加入することになり、対象高齢者の方は現在加入している国民健康保険や健康保険の被保険者資格を喪失します。また、対象になる方が被扶養者であった場合も、個人で「後期高齢者医療制度」の被保険者となりますので、資格喪失、被扶養者異動などの手続きにご注意ください。

2. 休憩時間の自由利用とその例外

労働基準法では、労働時間が6時間を超えるときは45分以上、8時間を超えるときは60分以上の休憩時間を、労働時間の途中に一せいに与え、休憩時間は労働者に自由に利用させなければならないと定めています。休憩時間は労働から離れることを保障された時間ですから、これをどのように利用しても自由であることは当然なことで、休憩時間中に電話当番、来客応接などのために待機するように命じることは業務のために拘束することになり、実際に電話、来客がなかった場合でも休憩を与えたことにはなりません。

しかし、休憩時間は労働から離れることを保障された時間ではあっても、始業から終業までの労働の拘束時間の間にあるため、自由利用といっても絶対的なものではなく、何をおこなっても良いという訳ではありません。行政解釈でも、「休憩時間の利用については事業場の規律保持上必要な制限を加えることは、休憩の目的を損なわないかぎり差し支えない。」とされており、休憩時間中の政治活動を禁止しても事業場管理権の濫用とはならない、または休憩時間の自由利用でも、使用者の施設管理権および企業秩序維持のための制約は、免れないといった判例があります。

また、休憩時間中の外出について許可、または届出制をとっている会社も多いですが、これも、「休憩時間中の外出について所属長の許可を受けさせるのは、事業場内において自由に休息し得る場合には必ずしも違法にはならない。」との通達がありますので、休憩時間の自由利用を制限するものではありません。ただし、それでも就業規則に休憩時間中の外出を盛り込むときには、許可制よりは届出制をとるほうが望ましいのかもしれませんが。

編集後記

先日、春休み映画の鉄板であります「映画 ドラえもん」に行ってきました。声優さんがかわってもう3,4年たちますが、いまだに新しい声のドラえもんに違和感を感じてやみません。絵のタッチも最近の流行にあわせてか、いかにもコンピューターグラフィックです！みたいな映像や、落書きタッチの絵が差し込まれたり。その演出がどうも受け付けられないな、なんて思っていました。周りの子どもたちは大喜び。確かに昔より立体的なイメージです。

人間、何ごとにも変化というものに抵抗があるのでしょうか。仕事においても、新しいものを受け入れてやることにはじめ少し抵抗があったりしませんか。実際使用し始めると「こんなに便利だったんだ、だったらなんでもっと早くこのやり方を導入しなかったんだらうか」と感じることもあります。

何事もまずは、柔軟に受け入れてみるという姿勢が大切ですね。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート
 社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 4-15-33-710
 TEL:0422-44-9487
 FAX:0422-44-9477
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)